

令和8年 第5回九重町農業委員会 議事録

<日 時>：令和8年5月7日（金）13：30～

<場 所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

2番：佐藤 優子 3番：仲摩 茂敏 4番：平 祥尚 5番：佐々木 洋子

6番：小田 稲次郎 7番：衛藤 眞弓 9番：飯田 祥治朗

推進委員

10番：多田 貫禄 11番：森 眞一 12番：野田 政春 13番：手島 政弘

14番：佐藤 頼久 15番：帆足 政門 16番：熊谷 厚己 18番：時松 美智雄

19番：梅木 由紀子 20番：佐藤 勉 21番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13：30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：7名 （農地利用最適化推進委員）：11名

欠席委員 （農業委員）：2名 （農地利用最適化推進委員）：1名

<会長あいさつ>

事務局長

皆さんこんにちは。

それでは本日、農業委員、7名出席2名欠席。欠席の方が1番矢方さん。8番、佐藤さん。

農地最適化推進委員さんが17名出席、1名欠席。欠席は徳永さんでございます。農業委員会定数9名に対して農業委員は出席は7名。九重町農業委員会会議規則第七条の規則により過半数を満たしているため、成立することを報告いたします。

それではこれからの進行を、農業委員会総会会議規則第五条の規定によりまして、会長が総会の進行を行います。

よろしくお願いします。

議 長 改めまして、皆さんこんにちは。桜も散りまして、花盛りちゅうのはもうツツジは今先始めましたね。藤も終わってきたような感じです。だんだん暖かくなってきたんですが、朝もまだちょっと寒いですね。風邪引かんようにしちよってください。飯田の方は今、田植えがもう真っ盛りなり始めまして、なんと天気が悪かったもので、皆さんバタバタでやっております。これからまた下の方まで移ってくるかと思えます。

今日は、推進委員さんの方は、徳永さん以外は皆出席ということで非常にありがたいことでもあります。どうぞよろしくお願いします。

総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可終えてから発言をお願いします。

発言は審議に関するものとし、要点を押さえ簡潔にお願いします。

特に議題以外に渡ったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意いただき、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

携帯電話の方はマナーモードもしくは電源を切るようにしていただけたらと思います。続きまして、議事録署名委員の選出ですが、九重町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項規定により、議事録署名委員は 2 番委員さんと 6 番委員さんをお願いします。

それでは、ただいまから、報告事項案件に入ります。

事務局 報告第 7 号、農地法第三条の 3 第 1 項の規定に基づき事務局より説明をお願いします。

はい。事務局から説明させていただきます。

議案書の第 1 ページをお開きください。

事務局 報告第 7 号、農地法第三条の 3 第 1 項の規定による届け出が 7 件ありましたので受理いたしました。

議 長 内容についてはご一読をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、議案第 13 号農地法三条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

はい。説明します。議案書の 3 ページお開きください。

農地法第三条の規定による許可申請について。

議案 13 号農地法第三条の規定による許可申請（番号 1 番～7 番）を読み上げて説明。

議 長 はい。ありがとうございます。

17 番委員 それでは、番号 1 番から担当委員さんの説明をお願いします。

17 番熊谷です。〇〇さん 68 歳。〇〇さんの歳はわかりません。場所はどうですか、飯田の〇〇から抜ける県道があります。〇〇というバス停

議長
14番委員

がありましてそれを右に〇〇方面に下って部落に入ったら二軒目の右側になります。畑はその〇〇さんの家が誰もいなくて空き家になっております。〇〇さんが後をどういう風にしたかわかりませんが畑が付いているので今回の案件に出したところであります。以上です。
はい、ありがとうございます。次に番号2番。

はい。14番、佐藤です。では、2番3番を説明します。

譲り渡し人は、労力不足により、売買をされました。

〇〇さんは、50代前半、〇〇さん、年齢不詳です。

2つの畑は、隣接地であります。譲受人は〇〇株式会社の社長の〇〇さん71歳です。経営規模の拡大のため、農地の取得を一反約10万円で、取得されました。申請地は国道〇〇号線。〇〇方面から〇〇峠を通過して、〇〇の入口から入り、〇〇の公民館から数百メートル先に、平家山4284番31、34の畑があります。そのときにはすでに〇〇株式会社が杉の木の苗木の栽培をされており、2メートルの鉄柵でその樹苗をしっかりと囲っており、今後引き続き適正に管理されていくことが見込まれます。

議長
19番委員

以上です。

はい。番号4番。

19番、梅木です。譲り渡し人は〇〇さんで、譲り受け人は〇〇さんです。〇〇さんの田を〇〇さんがずっと作っていたんですけど、今度、〇〇さんが貰って田んぼをするそうです。場所は多分、〇〇さんの家の近所だと思います。公民館から二手に分かれるところがあるんですけど、左手に入った奥の方だと思います。以上です。

議長
12番委員

はい。番号5番。

はい。12番、野田です。

〇〇さん。年齢が62歳。〇〇さん。年齢が50歳です。

まず場所ですが、〇〇の〇〇書店から、〇〇方面へ30メートルぐらい行くと〇〇地区の交流センターに行く道があります。

それを入れてまた30メートルぐらい行ったところの右側に、〇〇地区の公民館がありまして、その横になります。

〇〇さんところは、親の代で、畑をしてましたが、もう親の方ができなくなり、〇〇さんもちよっと日頃、日田の方に居るということで、手が出ないということで〇〇さんをお願いをして買ってもらったということです。〇〇さんの家がこの場所のすぐ横になりますので、売買の話になったということです。以上です。

議長
18番委員

番号6番。

18 番、時松です。

ちょっと場所、説明するのが難しいんですけども。〇〇を過ぎて〇〇地区の方入って真っ直ぐ行って〇〇っちいう地区に入るんですけど、北方から吊り橋の方へ行かないでやまなみの方へ入る道があるんです。一本檜っちいうところがあるんですけど、その一本檜のところから左に入って 10 メーターぐらい行ったらまた左に入ってちょっと登ったところですよ。連れて行ってもらわないと本当わからないところですよ。そこを前、管理してた人がいるんですけど、その方が、亡くなって管理する人がいないんで、これを買ってくれということで、売買となったそうです。以上です。

議 長
19 番委員
6 番委員

じゃあ番号 7 番。

すみません。わかりません

わかります。6 番、小田です。場所は〇〇小学校から左に入って〇〇地区に抜ける道があるんですが、その手前に〇〇建設があります。そこから 1 km くらい行ったところに〇〇部落に入る橋があります。その橋の袂に鉄塔が建っております。その鉄塔から二軒目のところがその土地になります。

議 長

はい。ありがとうございます。じゃ、1 番から 7 番まで担当員さんの説明がありました。質疑いきたいと思いますが、ありましたら。ありませんか。ないようですので質疑を終了します。採決に入ります。

議案第 13 号、番号 1 番から 7 番について、賛成する委員の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。

全員賛成と認め、認め、よって本件は原案通り、当総会で承認することと決定いたしました。

では、続きまして、議案第 14 号についてですが、1 番から 12 番まで、何か皆さんこの中で意見のある方は、一括で質疑意見を受け付けます。

一 同
議 長

何かありますか。ありませんか。

なし。

ないようですので採決入ります。議案第 14 号番号 1 番から 12 番。

手島さんの分 11、12 番だけちょっと外して、採決します。11、12 番を除いたところで、意見がありませんでしたら、挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。11 番 12 番は、すいませんが、はい。

手島さん出ていただきましたんで、採決に入りますが、いかがですか。

良い方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございます。

入ってもらっていいです。はい。全員賛成と認めて、本件は原案の通り総会で、承認することとなりました。

事務局 じゃあ、次、続きまして議案第 15 号非農地証明願について。事務局より。

資料の 8 ページをお開きください。非農地証明願について説明させていただきます。議案第 15 号非農地証明願について。

議 長 議案第 15 号非農地証明願（番号 1 番～3 番）を読み上げて説明。以上になります。

1 8 番 員 ありがとうございます。

議 長 それでは議案第 15 号の証明について、番号 1 番から担当委員さんの説明をお願いします。

2 1 番 委員 18 番、時松です。〇〇さん。〇〇地区。〇〇橋を過ぎて左の田にずっと下に行くとあるんですけど、あれは吊り橋を作るときに道は作ってもらったと思うんですけど、なにも植えてない状況です。写真のとおりです。

議 長 はい、ありがとうございます。では番号 2 番。

1 3 番 委員 21 番、田吹です。場所は、この県道を 387 方面に行きます。すると、〇〇の天満社のところに信号があります。それを右折して、旧道のトンネルの手前、園の入口があります。あれを、反対左に入るところが今ビニールがあるところなんです。上ね。それを奥です。その竹山。この人が何か農業委員会に前出られてたそうで、当時買った当時は畑やったんでしょうけど、その後だんだんなんか竹になったってことで、今回、非農地扱いということみたいです。以上です。

議 長 次に 3 番。

1 3 番 委員 はい。13 番、手島です。場所がですね、国道〇〇号の〇〇の交差点から〇〇方面に県道ですずっと入っていくと約 2、3 km 行ったところにですね、〇〇建設のリサイクルの工場があると思うんですけど、その手前です。写真のようにですね、もう一面、笹がですね、しこっておりまして、もう 10 数年前からもうこういう状況でですね、ここの〇〇さんの方は元消防署の署長ですけど、この方のお兄さんが管理してたんですけど、もう年齢とともに何もできんということで、10 数年前からもうこういう状況になって、たまに草刈をしていた状況でございますけど、もう現在はもう一面が笹だらけ。以上でございます。

議 長 はい。ありがとうございます。

1 3 番 委員 1 番から 3 番まで説明がありました。これにつきまして、審議に入りたいと思いますが、皆さん、何かありましたら。採決入ります。賛成の方、挙手お願いします。はい。全員賛成ということで、議案通り、承認いたします。それでは本日の議案は以上となります。

